

# 飯盛靈園組合 齋場建替計画



令和5年3月

飯盛靈園組合



## 目次

はじめに	1
Ⅰ これまでの検討経緯	1
(1) 飯盛霊園組合	1
(2) 飯盛斎場	1
Ⅱ 斎場建替計画の位置づけ	1
Ⅲ 上位計画・関係法令の整理	2
(1) 上位・関連計画	2
(2) 関係法令等	3
<b>第1章 前提条件の整理</b>	<b>6</b>
Ⅰ 飯盛斎場の施設概要	6
Ⅱ 現状の課題	10
Ⅲ 火葬利用の実績	11
(1) 火葬件数の推移	11
(2) 火葬炉1基1日あたりの火葬件数	12
(3) 関係市外からの火葬受入れ状況	13
<b>第2章 建替方針の検討</b>	<b>14</b>
Ⅰ 施設整備の基本方針	14
Ⅱ 施設整備の方向性	14
<b>第3章 火葬炉設備の検討</b>	<b>15</b>
Ⅰ 火葬炉数の算定	15
(1) 必要火葬炉数算定の基本的な考え方	15
(2) 必要火葬炉数算定の手順	15
(3) 関係市における将来人口・死亡者数の推計	16
(4) 必要火葬炉数の算定	18
Ⅱ 火葬炉設備の検討	19
(1) 火葬炉設備の構成	19
(2) 炉体の型式・炉の大きさの検討	21
(3) 火葬能力の検討	22
(4) 火葬炉燃料の検討	22
Ⅲ 環境保全目標値の検討	22
(1) 環境保全目標値の基本的な考え方	22
(2) ダイオキシン類に係る環境保全目標値	23
(3) その他排出ガスに係る環境保全目標値	23
(4) 悪臭に係る環境保全目標値	24
(5) 騒音・振動に係る環境保全目標値	25
<b>第4章 施設計画の検討</b>	<b>26</b>
Ⅰ 施設構成の検討	26

II	動線計画・火葬スケジュールの検討.....	26
	(1) 動線計画の基本的な考え方.....	26
	(2) 葬祭行為の流れ.....	26
	(3) 想定するタイムスケジュール.....	27
III	必要諸室・規模の検討.....	28
	(1) 必要諸室・規模の検討.....	28
	(2) 駐車場規模の検討.....	33
IV	平面・断面計画.....	34
	(1) 平面計画.....	34
	(2) 階層・断面計画.....	34
V	構造・設備計画.....	35
	(1) 構造計画.....	35
	(2) 建築電気設備.....	36
	(3) 建築機械設備.....	38
<b>第5章</b>	<b>建替ローリング計画の検討.....</b>	<b>39</b>
I	検討条件の整理.....	39
	(1) 敷地条件.....	39
	(2) 法制度の整理.....	41
	(3) 敷地固有条件の整理.....	42
	(4) 工事期間中の運営についての考え方.....	43
II	建替ローリングパターンの検討.....	44
	(1) 建替ローリングパターンについての考え方.....	44
	(2) 各パターンで想定される建替ステップ.....	45
III	建替ローリングパターンの比較.....	49
IV	建替ローリング案の設定.....	50
<b>第6章</b>	<b>管理運営内容の検討.....</b>	<b>51</b>
I	管理運営手法の整理.....	51
II	管理運営内容の検討.....	52
<b>第7章</b>	<b>概算事業費の算定.....</b>	<b>53</b>
I	概算事業費・ランニングコスト.....	53
II	財源について.....	53
<b>第8章</b>	<b>事業手法の検討.....</b>	<b>54</b>
I	事業手法・スキームの検討.....	54
	(1) 基本的な考え方.....	54
	(2) 想定される事業手法.....	54
	(3) 事業範囲の検討.....	56
	(4) 維持管理・運営期間の検討.....	58
	(5) リスク分担の検討.....	60

II	民間意向調査・VFM の検討 .....	6 0
	(1) 民間意向調査 .....	6 0
	(2) VFM の検討 .....	6 2
	(3) 事業手法選定の方針 .....	6 2
III	事業手法の評価 .....	6 3
	(1) 制度上の課題の有無 .....	6 3
	(2) 国等の方針や市場動向との整合性 .....	6 3
	(3) サービス向上と管理負担の軽減 .....	6 3
	(4) 事業リスクの移転と適正な分担 .....	6 3
	(5) 民間事業者の参画意向 .....	6 4
	(6) VFM の有無 .....	6 4
	(7) 総合評価 .....	6 4
IV	今後のスケジュール・事業の進め方 .....	6 4
	(1) 実施体制の構築と公平性への配慮 .....	6 4
	(2) 明解な募集選定手続きの採用 .....	6 4
	(3) 事業条件の明確化 .....	6 5
	(4) 適切な事業予算の設定 .....	6 5
	(5) 事業全体スケジュール .....	6 5



# はじめに

## I これまでの検討経緯

### (1) 飯盛霊園組合

飯盛霊園組合（以下「組合」という。）は大阪府東部、奈良県との境界近くの四條畷市下田原地区に位置し、守口市、門真市、大東市及び四條畷市（以下「関係市」という。）で構成する一部事務組合として、昭和40年3月に発足しました。

組合では、開業以来、墓地や火葬場の不足を補うために霊園事業を共同で行い、順次墓所の拡張工事や公園整備などの事業を継続しながら維持管理に努めてきました。しかし開業から50年以上が経過したことで、施設の老朽化は進み、催事の考え方等も変遷しています。これに対応するため、組合では、「飯盛霊園組合 施設管理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、長期的視点に立った施設管理の基本的な方向性と、今後の飯盛霊園組合の運営の指針を示しました。

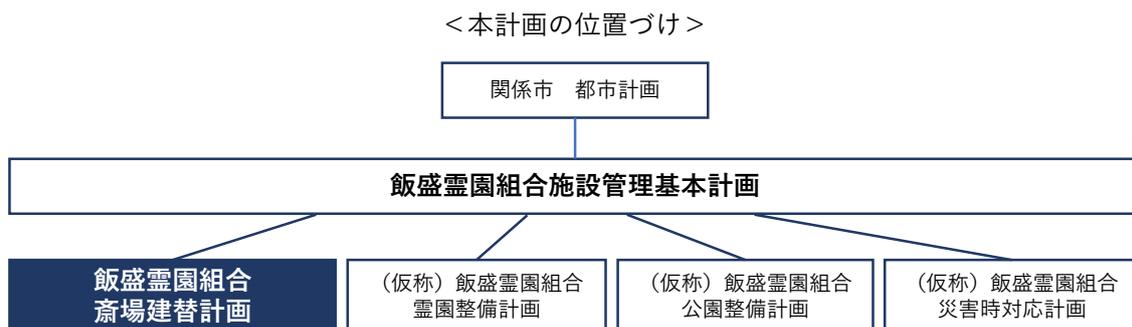
### (2) 飯盛斎場

飯盛斎場（以下「本斎場」という。）は、昭和41年の霊園事業及び火葬場事業計画認可を受けて、昭和43年に竣工し事業を開始しました。その後、関係市及び近郊市民まで幅広く利用されてきましたが、長年の使用による老朽化に伴い、平成5年に現行の施設に建替を行い、現在に至っています。火葬炉設備については、無煙無臭の施設として環境の保全を図り、多くの方々の利用に供していました。以降、機能保持のため適正な維持管理を実施しながら運転を続けてきましたが、共用から29年が経過しており、施設・火葬炉共に老朽化が進行しています。

組合では、基本計画において斎場整備の方向性について検討を行いました。その結果、今後増加が見込まれる火葬需要への対応や火葬炉設備の環境面への負荷の軽減、災害時の機能維持など、必要な機能と規模を備えた斎場へと施設整備を行うこととしました。

## II 斎場建替計画の位置づけ

「斎場建替計画」（以下「本計画」という。）は、基本計画で定めた施設整備の方向性に基づき、必要な機能や規模、施設計画、事業の進め方などのより具体的な内容を検討し、次の段階である事業計画やその後の設計、建設工事などの基本的な方針を示すものとします。



### III 上位計画・関係法令の整理

#### (1) 上位・関連計画

本計画の検討をはじめ、今後、施設整備を進めるにあたって、主に以下に示す関係市の上位・関連計画との整合を図ります。

#### <主な上位・関連計画>

計 画	概 要
第6次四條畷市総合計画	2050年を目標年次として、平成28年に策定されました。35年後の人口の将来展望を約51,000人としながら、まちづくりの方向性について、基本理念、将来像、土地利用の基本方針を定めています。
四條畷市都市計画マスタープラン	長期的視点に立った都市づくりのビジョンを描くとともに、地域別の市街地像、整備方針などを体系的かつ総合的に定めるものです。飯盛霊園について、優れた緑地空間としての保全・整備を促進するとされています。
四條畷市地域防災計画	市民・事業所、行政が連携して、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、「災害に強い安心安全なまちづくり」をめざすものです。
なわて高齢者プラン2021	地域の支え合いのなか高齢者が自立した生活が送れるよう、前計画の基本理念である「誰もが“長生きして良かった”といえる地域社会づくり」を継承し、介護予防や地域活動に参加することへのきっかけづくり、見守りや外出支援などの日常生活を支援する体制の整備、認知症高齢者等への支援など、地域の多様な課題に対応できるよう取組みを進めていくこととしております。
もりぐち高齢者プラン2021	「地域で支えあいながら、健康でいきいきと安心して暮らせるまちもりぐち」を基本理念とし、「地域包括ケアシステムを推進するための体制整備」、「介護予防と健康・生きがいづくり」、「認知症高齢者支援」、「高齢者の尊厳確保」、「高齢者の住みよいまちづくり」の5つを重点的に推進していくとしています。
第8期大東市総合介護計画	「地域包括ケアシステム深化・推進における協働の重要性」「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「高齢者の意思と自己決定を支える取り組みの推進」「地域共生社会の実現」「人権の尊重」の5つの基本視点を踏まえ、施策を推進していくとしています。
いきいきかどま高齢者プラン2018	市における高齢者を取り巻く現状と課題を踏まえ、継続的に超高齢社会に対応した高齢者保健福祉施策を進めるため、「いきいきかどま高齢者プラン2015」を見直し、介護保険事業の運営を担うくすのき広域連合の介護保険事業計画との整合を図り策定するものです。

(2) 関係法令等

火葬場は、「墓地、埋葬等に関する法律」と、「都市計画法」、「建築基準法」の3法によって位置づけられており、各法の条文において、施設整備などの要件がそれぞれ定められています。

<関係法令>

法令名	関連部分抜粋・内容
墓地、埋葬等に関する法律	<p>第2条1～6 略</p> <p>7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。</p> <p>第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。</p> <p>第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>→都市計画事業とし新設、変更等を行う（都市計画決定を行う）場合は、都道府県知事許可があつたものとみなされる。</p> </div>
都市計画法	<p>（都市施設）</p> <p>第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。</p> <p>二～六 略</p> <p>七 市場、と畜場又は火葬場</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>→火葬場は、都市施設に位置づけられており、都市計画区域もしくは都市計画区域外において、都市計画決定が可能である。</p> </div>
建築基準法	<p>（卸売場等の用途に供する特殊建築物の位置）</p> <p>第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>→火葬場は、都市計画決定に基づく新築または増築が可能である。ただし、所定の都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可した場合や、政令で定める規模の範囲内での新築、増築については、都市計画決定の手続きは不要。</p> </div>
その他関連する法律	<p>○施設整備：消防法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 など</p> <p>○管理運営：大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法 など</p>

<関係条例等>

条例名	関連部分抜粋・内容
<p>四條畷市墓地等の経営の許可等に関する条例</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第4条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けて墓地若しくは火葬場を経営し、又は墓地の区域若しくは火葬場の施設を拡張しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可の申請に先立って、次に掲げる事項を記載した事前協議書を、当該申請をしようとする日の60日前までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第5条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の計画(以下「墓地の設置等の計画」という。)について周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(説明会の開催)</p> <p>第6条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対して説明会を開催し、速やかに、その内容等を市長に報告しなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第13条 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れていなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。</p> <p>3 墓地等の土地は、当該墓地等の経営者(地方公共団体である者を除く。)が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(墓地の構造設備の基準等)</p> <p>第16条 火葬場には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根</p> <p>(2) 防臭及び防じんについて十分な能力を有する火葬炉</p> <p>(3) 収骨室</p> <p>(4) 収骨容器等を保管する設備</p> <p>(5) 残灰庫</p> <p>(6) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備</p> <p>(7) 霊安室</p>

その他の主な条例・規則等

○大阪府

- 大阪府建築基準法施行条例
- 大阪府都市計画法施行条例
- 大阪府環境基本条例
- 大阪府福祉のまちづくり条例
- 悪臭防止法に基づく規制基準の設定
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- 大阪府産汚物等取締条例
- 大阪府公有財産規則
- 大阪府屋外広告物条例
- 大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例

○四條畷市

- 四條畷市生活環境の保全等に関する条例

○守口市

- 守口市墓地等の経営の許可等に関する条例

○門真市

- 門真市墓地等の経営の許可等に関する条例

○大東市

- 大東市墓地等の経営の許可等に関する条例

→関係市における条例の内容は、四條畷市墓地等の経営の許可等に関する条例と概ね一致。